

総務文教常任委員会委員長報告

去る9月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案4件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和8年9月4日(金)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 現王園孝昭、今関公美、湯沢美恵、保角美代、
諏訪幸男、大嶋達巳、毛呂一夫
- 4 審査結果

「議案第64号」北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第67号」債権の放棄については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第68号」債権の放棄については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第71号」財産の取得については、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第64号」について

(1) 「被害者参加人として裁判所等に出頭する場合を特別休暇に加える背景及びこれまでの休暇の扱いについて」質疑したところ、「犯罪被害者が裁判所に出頭できる制度が整った一方で、民間企業での休暇制度導入率は約

0.5%にとどまっている状況にあります。こうした現状を踏まえ、国家公務員の取組や公益性に鑑みて特別休暇の対象としたものです。なお、これまで同様の事例が生じた場合の取扱いについては、年次有給休暇で対応することとしていました」との答弁がありました。

（２）「過去に職員が被害者参加人として年次有給休暇を取得した事例はあったのか」と質疑したところ、「過去に該当する事例はありません」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第67号」について

（１）「学校給食費における１人当たりの未納額の最多額と最少額について」質疑したところ、「１人当たりの最多額は36万1,650円、最少額は2,025円です」との答弁がありました。

（２）「長期にわたり未納となっている学校給食費について、なぜこの時期に債権放棄の議案を提出したのか」と質疑したところ、「平成13年度から平成26年度までの学校給食費の未納額については、これまで様々な努力を重ねてきたものの時間の経過とともに事実上回収が困難となっており、債権の管理を継続することによる事務負担が課題となっていました。そうした中、令和6年度決算審査において監査指摘事項として収入未済の処理促進を求められたことを契機に、解消手法を検討した結果、議会の議決による債権放棄を行うこととし、今回提出したものです」との答弁がありました。

（３）「未納額が多額に積み上がる前に就学援助制度を案内できなかったのか」と質疑したところ、「生活に困窮している世帯に対しては、未納の有無にかかわらず学校等を通じて就学援助制度を案内しており、一定の情報提供は行っていました。しかしながら、多くの債務者は連絡がつかない、あるいは面会や相談が困難な状況にあり、制度の案内や相談対応を行うこと自体が

難しかったため、未納額が累積した要因と認識しています」との答弁がありました。

（４）「回収不能と判断した具体的な理由及び今後同様の未納額を発生させないための対策について」質疑したところ、「具体的な理由ですが、毎年納付依頼を通知し、昨年度末にも送付したものの応答がなく、これ以上同様に続けても本人と連絡が一切つかない状況であることから、回収不能と判断しました。債権放棄はあくまで最終的な手段であり、今後は同様の事態を未然に防ぐ努力を重ねるとともに、議会の議決を経ずに債権を処理できる条例などを検討したいと考えています。また、給食センターからの引継ぎ資料である債務者情報を記載した台帳以外には、個別の徴収管理の対応履歴が残っていなかったため、今後、給食費を納めていただくことになった場合には、対応の履歴を確実に記録・保存するよう各学校へ周知します」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第68号」について

（１）「入学準備金貸付金における１人当たりの最多額と最少額について」質疑したところ、「１人当たりの最多額は56万8,100円、最少額は1万2,300円です」との答弁がありました。

（２）「貸付を受けて進学した生徒・学生の卒業状況は把握しているのか」と質疑したところ、「高校入学時及び大学入学時の双方で貸付を受けた者の状況については、高校の入学・卒業及び大学進学の実績は確認できているものの、すべての者の卒業の有無までは把握していません」との答弁がありました。

（３）「高校入学時の貸付金が未返済であるにもかかわらず大学入学時に新たに貸付を認めたことについて、要件等の見直しが必要なのではないか」と

質疑したところ、「条例上の要件である市税完納等を満たしていたため貸付を認めたところですが、初期対応において、返済意思や生活実態を的確に把握することで、より返済いただけたのではないかと考えています。本債権は自力執行権を有しない私債権ですので、事前の返済能力の確認を徹底すべきであると認識しています。着実に返済している方との公平性を保つためにも、貸付制度及び条例の見直しを検討していきます」との答弁がありました。

（４）「債務者が死亡した２件の事案において、保証人への請求や対応はどうなっているか。また、保証人の資格や所得基準はどう規定されているか」と質疑したところ、「債務者が死亡した２件の保証人に対して働きかけを行い、１件は一度面談できたもののその後の反応がなく、もう１件も納付依頼に応じない状況です。なお、保証人の資格要件は市内に在住している20歳以上の者で、かつ市税を完納している者等であり、所得要件の定めはありません」との答弁がありました。

（５）「今回の対象である10人以外の債務者数及び債権額について」質疑したところ、「今回の対象外として現存する債務者は５人で、債権額は合計65万5,900円となっています。返済状況は円滑とは言えませんが、連絡を取りながら、少額ずつでも継続して返済していただいています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第71号」について

（１）「登記地目が山林であり土地区画整理事業の区域から除外された土地について、どのような判断に基づき宅地見込地として不動産鑑定評価が行われたのか」と質疑したところ、「購入予定地である３筆は市街化区域内に位置し、従前は久保特定土地区画整理事業の区域内であった背景などを踏まえ、宅地見込地として評価されたものです」との答弁がありました。

(2) 「市から宅地造成の条件を出して不動産鑑定士に依頼したものではないのか」と質疑したところ、「市から宅地見込地等の条件を指定・指示した事実はなく、不動産鑑定士が法令に基づき市場価格を調査・分析した結果として評価されたものであり、土地の形状、地勢、接道条件等を反映して適正に評価されています」との答弁がありました。

(3) 「当初予算の約6億5,200万円・面積9,866平方メートルに対し、今回の取得案では約4億5,400万円・面積1万159.5平方メートルと面積や金額に差が生じた理由について」質疑したところ、「面積の差異は昨年度の測量による実測値に基づいたためです。また、金額の差異については当初の概算による積算に対し、今年度の不動産鑑定評価で土地の形状や接道状況などを詳細に調査した結果、1平方メートル当たりの単価が6万6,000円から4万4,700円へと下がったことによるものです」との答弁がありました。

本案に対して、反対討論が1件ありました。

以上、報告いたします。

令和8年9月28日

総務文教常任委員会

委員長 毛 呂 一 夫

北本市議会議長 保 角 美 代 様